

令和 6 年度水質測定計画（案）について（概要）

福島県生活環境部水・大気環境課

第 1 令和 6 年度水質測定計画のポイント

1 公共用水域水質測定計画

- 環境基準項目について、109 河川等、127 水域、197 地点で測定を行う。

2 地下水の水質測定計画

- 環境基準項目について、概況調査 56 地点（前年度 54 地点）、継続監視調査 234 地点（前年度 239 地点）で測定を行う。

第 2 公共用水域水質測定計画

1 目的

県や中核市などは、水質汚濁防止法第 15 条第 1 項の規定により公共用水域や地下水の汚濁の状況について常時監視することとされており、その内容については、同法第 16 条第 1 項の規定で、毎年、水質測定計画を作成することとされている。

この規定に基づき、県内の公共用水域（河川、湖沼及び海域）の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質の測定について、必要な事項を定めるものである。

なお、作成にあたっては同法第 21 条第 1 項の規定により審議会に諮問し、意見をを得ることとされている。

2 調査の種類

(1) 環境基準項目等調査

水質汚濁に係る人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準（環境基準）が定められている項目及びその他排水基準が定められている項目等に関する調査。

(2) 要監視項目調査

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質について、県内の汚染状況を把握するために実施する調査。

(3) トリハロメタン生成能調査

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第 24 条に基づいて、水道水源水域におけるトリハロメタン生成能による水質汚濁の状況を把握するために行う調査。

3 環境基準項目等調査の概要

(1) 対象水域及び測定地点

水質汚濁に係る環境基準の類型指定がされた水域の環境基準点及び補助点並びにその他必要な地点において、原則として毎年同一地点で測定する。

ただし、環境基準の類型指定がされていない支川のうち24地点については、ローリング方式*により測定する（各年約8地点×3年間）。

※水質の変化が少なく環境基準が継続して達成されている水域について、数年おきに測定を行う調査方式。

表 公共用水域水質測定地点数

水域	令和5年度	令和6年度	増減
河川	78河川（96水域）132地点	78河川（96水域）132地点	0
湖沼	18湖沼（18水域）31地点	18湖沼（18水域）31地点	0
海域	13海域（13水域）34地点	13海域（13水域）34地点	0
計	109河川等（127水域）197地点	109河川等（127水域）197地点	0

(2) 測定項目

ア 生活環境項目

pH、BOD、COD、大腸菌数等12項目

イ 健康項目

カドミウム、鉛、総水銀等27項目

ウ その他の項目

(ア) 特殊項目

銅、溶解性鉄等5項目

(イ) その他項目

アンモニア性窒素、オルトリン酸態りん等9項目

(3) 測定回数

ア 環境基準点又は補助点

(ア) 河川において、生活環境項目は毎月1回を基本として測定し、健康項目及びその他の項目は、過去の検出状況や土地利用状況から水域に応じた測定回数を決め、測定する。

(イ) 湖沼において、生活環境項目は毎月1回を基本として（自然条件により調査が不可能な期間を除く）測定し、健康項目及びその他の項目は、過去の検出状況や土地利用状況から水域に応じた測定回数を決め、測定する。

(ウ) 海域は、年6回の等間隔の調査を基本として測定し、健康項目及びその他の項目は、過去の検出状況や土地利用状況から水域に応じた測定回数を決め、測定する。

イ その他の地点

四半期毎に1回程度を基本として測定する。

4 要監視項目調査の概要

県内の汚染状況を把握し知見の集積を図るため調査を行う。

- (1) 測定地点：37地点
- (2) 測定項目：クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン等32項目

5 トリハロメタン生成能調査の概要

水道水源水域におけるトリハロメタン生成能による水質汚濁の状況を把握するために調査する。

- (1) 測定地点：19地点（内10地点については5地点ずつ隔年実施）
- (2) 測定項目：クロロホルム生成能、ブロモホルム生成能等4項目

6 前年度との変更点

環境省が示した有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA）の排出源となり得る施設の下流部にある環境基準点（21地点）で新たに要監視項目の「PFOS 及び PFOA」を調査項目に追加する。

その他の調査地点や調査項目について基本的に変更はないが、上記3（1）に記載したように、8地点においてローリングによる入れ替えがある。

第3 地下水の水質測定計画

1 目的

水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、県内の地下水の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質の測定について、必要な事項を定める。

2 調査の種類

(1) 概況調査

地域の全体的な地下水の状況を把握するために実施する調査。

新たな汚染の発見を目的としているため、毎年、未調査の井戸又は前回と異なる深度の井戸をその都度選定する。

ア ローリング方式

県内を概ね10kmメッシュに区分（全113区分）し、各メッシュから井戸を選定し、ローリング方式により全メッシュを5年程度のサイクルで実施する調査。

イ 定点方式

有害物質を使用又は製造している工場・事業場等による汚染の可能性が高い地域若しくは汚染を予防する必要性が高い地域の井戸を選定し実施する調査。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに環境基準を超える汚染が判明した場合や、環境

基準以下で汚染（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素並びにほう素については対象外）が判明した場合、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する調査。

(3) 継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査の結果を踏まえ、検出された有害物質による汚染の動向と浄化対策による改善効果の確認等をするために経年的に実施する調査。

(4) 要監視項目調査

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質について、県内の汚染状況を把握し、知見の集積のために実施する調査。

3 測定地点数

- | | |
|----------------------|----------------|
| (1) 概況調査（ローリング方式） | 26 地点 |
| (2) 概況調査（定点方式） | 30 地点 |
| (3) 汚染井戸周辺地区調査 | ※汚染の状況により選定する。 |
| (4) 継続監視調査 | 234 地点 |
| (5) 要監視項目調査（ローリング方式） | (1)より9 地点 |
| (6) 要監視項目調査（定点方式） | 27 地点 |

4 測定項目

(1) 概況調査（ローリング方式）

地下水の水質汚濁に係る環境基準項目の全項目とする（27項目）。

(2) 概況調査（定点方式）

環境基準項目のうち、測定井戸の周辺の状況（工場・事業場で取り扱っている物質等）に応じて適宜選定する。

(3) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等で環境基準を超過した項目及び環境基準以下で検出した項目（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素並びにほう素は対象外）とする。

(4) 継続監視調査

汚染の認められた項目及び汚染の可能性が高い項目とする。

(5) 要監視項目調査（ローリング方式、定点方式）

原則として、地下水における人の健康の保護に関する要監視項目の全項目

5 測定回数

概況調査（ローリング方式、定点方式）、継続監視調査、要監視項目調査の測定回数は、対象井戸について年1回とする。

汚染井戸周辺地区調査は、汚染発見後速やかに測定を実施する。

6 前年度との変更点

- (1) 概況調査のうちローリング方式で実施する調査は、新たな汚染の有無を確認する

ため県内を 113 の区域に分けて、各区域で概ね 5 年毎に調査を行っており、また、前回とは異なる井戸を選定しているため、調査地点は毎年変わる。

定点方式で実施する調査は、有害物質を使用している工場等の近隣などで汚染の有無の確認を行っており、こちらも調査地点は毎年変わる。

(2) 継続監視調査は、概況調査等で汚染が確認された井戸について実施する汚染井戸周辺地区調査の結果を踏まえて、汚染状況の経年変化を確認するもので、基本的には毎年同じ井戸で調査を行うが、新たに追加される井戸（前年度に概況調査で汚染が確認された井戸等）がある一方で、汚染が確認されなくなった井戸や廃止された井戸は削除するなど、調査地点は毎年変わる。

令和 6 年度は、令和 5 年度と比べて 7 地点追加され、12 地点が削除された。

具体的には、追加された井戸は、令和 5 年度の概況調査で新たに地下水汚染が確認されたものが 5 地区 7 地点、削除されたのは、地下水汚染が確認されなくなったのが 7 地区 8 地点、井戸の撤去等で調査できなくなったのが 3 地区 4 地点となっている。

(3) 要監視項目調査は、県内の汚染状況を把握するために、ローリング方式で調査地点を選定しているため、調査地点は毎年変わる。

なお、令和 6 年度からは、定点方式の調査を新たに追加し、「PFOS 及び PFOA」について環境省が示した有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA）の排出源となり得る施設の付近にある井戸等（27 地点）を調査する。

表 地下水測定地点数

区分		測定地点数			測定項目数（のべ数）		
		R 5	R 6	増減	R 5	R 6	増減
概況調査	ローリング	24	26	+2	648	702	+54
	定点	30	30	0	193	225	+32
継続監視調査		239	234	-5	1,211	1,167	-44
要監視項目	ローリング	9	9	0	177	177	0
	定点	0	27	+27	0	27	+27
合計		302	325	+24	2,229	2,298	+69